

京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第170号）（上下水道局総務部経営企画課）

1 条例改正の趣旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、下水道使用料等に乗じる消費税及び地方消費税の税率を改正しました。

2 条例改正の概要

(1) 下水道使用料の額の改定

下水道使用料の額を、基本使用料の額及び従量使用料の額に100分の108（改正前100分の105）を乗じて得た額に改定しました。

(2) 口座振替において減額する額の改定

使用者が口座振替の方法により使用料を納入するときに減額する額を、1月当たり20円に100分の108（改正前100分の105）を乗じて得た額に改定しました。

(3) 適用区分

改定後の下水道使用料及び口座振替において減額する額は、平成26年5月1日（2月の汚水排出量の認定を行う場合にあつては、同年6月1日）以後に認定する汚水排出量に係る分について適用することとしました。

(4) 施行日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第170号

京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例

京都市公共下水道事業条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項前段、第16条の2第1項前段及び第16条の4第1項前段中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第24条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市公共下水道事業条例（以下「改正後の条例」という。）第16条、第16条の2及び第16条の4の規定は、平成26年5月1日（改正後の条例第17条第5項の規定により2月の汚水排出量の認定を行う場合にあつては、同年6月1日。以下「適用日」という。）以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第24条第2項の規定は、適用日以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料を納入するときに減額する額について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料を納入するときに減額する額については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部経営企画課)